

北中城村立小中学校に通う児童生徒の保護者の皆様へ ～お知らせ～

# 「平成30年度 北中城村学校給食費補助事業」が開始されます

この制度は、学校給食に要する経費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育てしやすい村づくりの推進を目的とするものです。

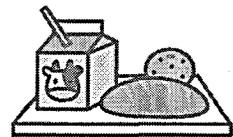
北中城村立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者の方は、補助申請が必要(※裏面をご参照下さい。)ですので、平成30年9月28日(金)までに申請書の提出をお願いします。

## 1 補助対象者

北中城村立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、申請期限までに平成30年度の給食費に未納がなく、北中城村学校給食費補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)(以下、交付申請書という。)により宣誓した方。

ただし、次の方は対象とはなりません。

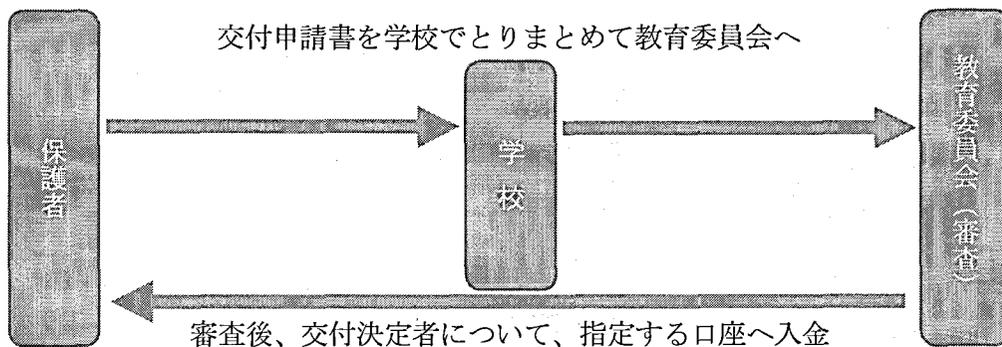
- ア 就学援助(準要保護)費、特別支援教育就学奨励費を受給している
- イ 生活保護(要保護)費を受給している
- ウ その他の公的援助において給食費の全部又は一部(1/4以上)を受給している
- エ 今年度の給食費を滞納している  
(滞納が解消されたことが確認されれば対象となります)



## 2 補助の概要

今年度中に保護者が支払った給食費の1/4の額について、交付申請書において保護者が指定する口座へ入金いたします。

入金については2学期末と3学期末の2回としますので、10月、2月までの月別納付に滞納のない方について補助致します。



## 3 補助申請方法

交付申請書に必要事項を記入し、児童生徒の通う学校へ提出して下さい。  
(※就学援助などを申請中の場合は裏面をご覧ください。)



## 4 受付期限

平成30年9月28日(金)まで

お問い合わせ

北中城村教育委員会

学校給食共同調理場 電話:098-935-3545

～申請書の提出について～

裏面

・本事業(給食費補助)については、補助金の交付事業であることから、申請手続が必要ですので、交付を希望する方は交付申請書の提出をお願いいたします。

・すでに就学援助費、特別支援教育就学奨励費、生活保護費(以下、就学援助等という。)を受給している方については、提出の必要はありません。

ただし、就学援助等の申請中の方については、認定・否認定に関わらず、本事業の交付申請書を提出して下さい。

・就学援助等の認定、否認定によって補助の内容が異なりますので、以下をご確認ください。

※ 就学援助が、

《認定となった場合》	《認定とならなかった場合》
給食費の全額が就学援助費で支払われるため、認定以降は本事業の対象外となります。ただし、認定前に支払った給食費について本事業の交付決定がされた場合、1/4の額が補助されます。	通常の給食費となり、本補助事業の交付決定がされた場合、支払った給食費の1/4が補助されます。

※ 特別支援教育就学奨励費補助が、

《認定となった場合》	《認定とならなかった場合》
給食費の一部(半額)について特別支援就学特別奨励費を受給されることになるため、認定以降は本事業の対象外となります。ただし、認定前に支払った給食費について本事業の交付決定がされた場合、1/4の額が補助されます。	通常の給食費となり、本補助事業の交付決定がされた場合、支払った給食費の1/4が補助されます。

※ 生活保護が、

《認定となった場合》	《否認定となった場合》
給食費全額が生活保護で支払われるので、認定以降は本事業の対象外となります。ただし、認定前に支払った給食費について本事業の交付決定がされた場合、1/4の額が補助されます。	通常の給食費となり、本補助事業の交付決定がされた場合、支払った給食費の1/4が補助されます。



お問い合わせ

北中城村教育委員会

学校給食共同調理場 電話:098-935-3545